



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：佐野俊光 松岡一成 宮下妙香 佐々木靖
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



R6.2.13 (一社)青森県測量設計コンサルタント協会「公共土木施設災害復旧事業技術講習会」に
 災害復旧技術専門家を講師として派遣

目 次

令和5年台風第13号による災害査定について
 ……茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室 室長補佐 宮永 慎也… 2

水防月間のお知らせ… 6

筑後川水系巨瀬川及び広川において、浸水対策重点地域緊急事業に新たに着手… 8

「道の駅」の機能強化にコンテナを活用… 12

子ども向けの防災学習ポータルサイトを新たに公開… 16

「2024濱口梧陵国際賞」の募集を開始します… 20

河川入門講座(23) 砂防(その1)―河川は土砂も流す―… 21

「災害査定の留意点」第30回 大規模災害時における査定…水管理・国土保全局防災課… 22

防災課だより 新任災害査定官プロフィール… 24

被害報告…令和6年3月29日現在(令和5年)… 26
 令和6年3月29日現在(令和6年)… 27

令和 5 年台風第13号による災害査定について

茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室 室長補佐 ^{みやなが}宮永 ^{しんや}慎也

1. はじめに

(1) 茨城県の概要

茨城県は、関東地方の北東にあり、東は太平洋にのぞみ、北は福島県、西は栃木県に接し、南は利根川をもって千葉県、埼玉県に界しており、県都の水戸市は、首都東京から100km圏内にあります。

県北部から北西部にかけて、阿武隈山地の南端部となる久慈山地・多賀山地と県内最高峰である八溝山や「西の富士、東の筑波」と称されている筑波山を有する八溝山地の山々が連なっております。中央部から南西部にかけては、関東平野の一部である常総平野が広がり、その中を小貝川、鬼怒川が流れ、この両河川を合流して最南端を流域面積全国第1位の利根川が東流して、太平洋に注ぎ込んでいます。また、南東部は、湖沼面積全国第2位の霞ヶ浦を中心とする水郷地帯となっており、東部は延長190kmにおよぶ海岸線がのび茨城港や鹿島港、沿岸漁港の拠点となる平潟漁港、那珂湊漁港等があります。

(2) 茨城県の気候と地形特性

太平洋岸気候区に属し、冬は晴天が多く乾燥するが梅雨期・秋霖期の雨量は多いという特徴があります。沿岸部では気温の日較差が小さいなど海洋性気候の特徴をもっており、また、太平洋や霞ヶ浦等の存在が内陸の県と比べ湿度を高くする要因となり霧の発生が多くなっております。北部では、阿武隈山地の山々が沿岸部まで迫っており、海からの湿潤な風を受けることで年間を通じて地形の影響を受けた降水が多くなっております。

総面積は、6,097.6km²と全国第24位ですが、平坦であるため可住地面積が約3,888.6km²と全国第4位の広さを持っています。

2. 令和 5 年 9 月 8 日からの大雨による災害

9月5日21時に日本の南で発生した台風第13号は、勢力が強まらず北東に進み、東海地方に接近しました。7日夜からは速度が遅くなり8日21時に東海道沖で熱帯低気圧に変わりました。

一方で、局地的な前線や山地に向かって台風から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、茨城県では8日昼過ぎから夜にかけて猛烈な雨が降り、夕方から夜の初めごろには沿岸寄りの北茨城市から鹿嶋市で1時間100mm以上の記録的短時間大雨が解析され、気象庁は、およそ5時間の間に記録的短時間大雨情報を計8回発表しました。さらには、県の北部から南部にかけての沿岸部において、令和3年に「顕著な大雨に関する気象情報」の運用が始まって以来、茨城県では初の線状降水帯が発生し、局地的に集中的な降雨となりました。

このため、各地で通年および9月の降水量1位の値を更新しました。日立市では、24時間降水量が1976年の観測開始以来最大となる282.5mmを観測し、そのうち4分の3にあたる213.5mmが5時間という短時間のうちに観測されるという猛烈な雨となりました。また、1時間降水量についても、日立市で93mm、北茨城市で77.5mm、鉾田市で65.5mmと観測史上1位の記録を更新しました。



図-1 茨城県の概要

この大雨により、県管理道路では、路面冠水や土砂崩れ等により25路線28箇所の通行規制が発生しました。県管理河川においては、県北地域の3市（日立市、高萩市、北茨城市）の二級河川で越水・溢水、護岸の崩壊等が発生しました。人的被害については、



写真-1 鮎川（日立市）



写真-2 関根川（高萩市）



写真-3 花園川（北茨城市）

3名の方が亡くなられ、住家についても全壊4棟、半壊580棟、床上浸水38棟、床下浸水1,014棟という被害となりました。

被災直後は、被害状況の調査を速やかに実施し、さらなる被害拡大の防止のため、地元建設会社を中心に大型土のうやシート等による緊急の応急仮復旧を実施いたしました。

3. リエゾン・TEC-FORCE の派遣

広範囲に災害が発生したことから、県から要請を行い、発災直後の9日に国土交通省関東地方整備局からリエゾンを派遣していただき、被災状況の情報収集にあたっていただきました。また、その後、リエゾンを通じてTEC-FORCEの派遣による被災状況調査や防災ヘリ「あおぞら号」による上空からの被災状況LIVE配信も行なっていただきました。これにより、主に市事業の被災状況を速やかに把握することができました。



写真-4 あおぞら号による調査（その1）



写真-5 あおぞら号による調査（その2）

4. 災害査定

(1) 災害緊急調査の実施

この大雨による県内の公共土木施設被害は、県管理施設（道路・河川）で計42箇所、市管理施設（道路・河川・下水道）で計42箇所の合計84箇所となり、ほとんどが県北3市に集中しました。

このような中、山間地域において土砂崩れによる



写真－6 緊急調査実施状況



写真－7 リモート査定の状況

道路通行止めや下水道処理施設における機械設備等の浸水などこれまでに経験のない被害が発生したことから、県から依頼して、災害査定の前に災害査定官が被災箇所へ赴き、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害復旧の迅速化に向けた復旧方針・工法等の技術的支援・助言を受けることができる「災害緊急調査」を9月26日に実施いたしました。県管理施設5箇所、市管理施設1箇所の計6箇所について、災害復旧に向けた助言をいただきました。

(2) 早期確認型査定の実施

県北地域の1つである日立市の災害査定につきましては、多数の災害が発生しましたが、早期復旧を図るため、大規模災害発生時における査定手続の更なる効率化を図るための制度の1つである早期確認型査定（試行）を実施いたしました。早期確認型査定は、現地での実地査定である前査定と、原則リモート査定となる後査定の2つの査定を行いました。前査定につきましては、災害発生から1カ月以内の10月4日から6日までの3日間の行程で実施し、採択要件や起終点の確定、現地状況にあった設計の留意点等を助言いただくことができました。その後、詳細設計等を実施し、リモートによる後査定を12月6日から8日までの3日間で実施しました。この早期確認型査定は市町村の災害が対象となりますが、技術者の少ない自治体にとっては、復旧工法や延長などについて査定官から査定申請前に、指導助言をもらえることは、測量や設計などに手戻りがないため、有効な制度だと感じました。また、後査定のリモート査定についても、初の試みであり、複数台の

パソコンや大型モニター設置、タブレット端末を活用した対応など、慣れない部分や工夫する部分もありましたが、会議ツールとして情報共有システムを活用するなどし、スムーズに朱入れまで進めることができました。

(3) 机上査定基準額の引き上げ

県事業や日立市以外の市事業の災害査定につきましては、多数の災害が発生したことから、査定実施前に、机上査定の国庫負担申請額の基準を「1千万円未満」からの引き上げを要望し、今回の災害に限り「2千万円以下」までが机上査定で実施できることとなりました。

実地査定・机上査定は、災害発生からちょうど2カ月目となる11月7日から11月10日までの4日間にわたり3班体制で実施いたしました。査定全体では、県事業・市事業を合わせて86箇所約4,500百万円の査定決定額となりました。

査定額決定後は、速やかに復旧工事を発注し、河川においては、護岸復旧工事などを中心に治水安全度が確保できるよう対応しております。

5. 二級河川における緊急対策

県では、県北地域を中心に河川が氾濫したことをふまえ、特に被害の大きかった9河川において、今後5年間を目途に、調整池を新設するなどの緊急対策を実施することといたしました。

河川の断面積を広げる河道掘削などの流す対策に加え、調節池や既存調節池の機能強化、田んぼダムなど貯める対策を強化するとともに、河川監視カメラの設置や洪水浸水想定区域図の早期作成などを含

台風第13号を踏まえた二級河川における緊急対策【位置図】

R6.3策定

○令和5年台風第13号による被害を踏まえ、特に被害の大きかった9河川において緊急的に対策を実施



図-2 二級河川緊急対策の概要

め、ハード・ソフト一体となって、地元自治体と連携し、頻発化・激甚化する自然災害への対策に取り組む、県民の安全安心を守っていききたいと考えております。

6. 最後に

茨城県と言えば、納豆や水戸黄門さまというイメージが浮かぶ方が多いかと思いますが、県都水戸市にある梅林で有名な日本三名園の1つ偕楽園、先に紹介した筑波山(つくば市)、「死ぬまでに行きたい!世界の絶景」で紹介された国営ひたち海浜公園のネモフィラ(ひたちなか市)、日本三名爆のひとつに

数えられる袋田の滝(太子町)など多くの観光スポットがございます。また、海・山・湖のある多様なロケーションで1年を通して楽しむことができるキャンプ場や、ナショナルサイクルートの1つに認定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードなどアクティビティも楽しむことができます。グルメについても、ブランド牛である「常陸(ひたち)牛」や「常陸の輝き」「ローズポーク」と称される上質な豚肉や収穫量日本一のメロンや栗などがございます。また、全国シェア99%を占める栄養価値の高い「干し芋」もあり、本年、1月10日を「ほしいものの日」に制定いたしました。

水防月間について

—洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日（北海道6月1日～6月30日）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、5月1日から5月31日（北海道は6月1日から6月30日）を「水防月間」と定め、各種行事や訓練等を実施します。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川の氾濫域に市街地が形成されているという社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年のように、豪雨や台風などによる被害が発生しています。

昨年も、6月の台風第2号、7月の梅雨前線、8月の台風第6号、第7号及び9月の台風第13号などにより、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、被害の軽減を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携やハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加などの「地域の防災力」が重要となります。

水防月間のテーマは「洪水から守ろうみんなの地域」であり、水防管理団体等は、水防月間実施要綱

に基づいて、インターネット、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するほか、河川管理者をはじめ関係機関と連携・協力して出水を想定した水防訓練やハザードマップ等を活用した避難訓練、水防資器材点検・整備等を実施することとしております。また、河川管理者は、河川の巡視や、河川管理施設及び許可工作物の安全性の点検等を実施するとともに、水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分説明することとしています。

国土交通省では、一人ひとりが減災に取り組む社会的な機運を高めるため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった水防災対策に取り組む「流域治水」を推進しております。

さらに、昨年12月に水防活動を支援する水防協力団体の募集協力を行い、13の企業・団体が新たに水防協力団体に指定されたところです。（令和6年4月1日時点）

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様方の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。



水防（消防）団への入団については、居住する市町村等へお問い合わせください。



水防シンボルマーク



洪水から守ろうみんなの地域

水防月間

令和6年5月1日水～5月31日金

北海道は 令和6年6月1日土～30日日

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）
 後援：警視庁、防衛省、総務省消防庁、全国消防会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民権放送連盟、日本赤十字社
 協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水防成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸防衛協会、一般社団法人全国防災協会、一般社団法人河川情報センター、全国建設防衛協議会

ハザードマップ ▶ <https://disaportal.gis.go.jp/>
 浸水ナビ ▶ <https://saibump.gis.go.jp/>
 川の防災情報 ▶ <https://www.river.go.jp/>

©THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved. ©八丈市消防団

令和6年度総合水防演習 開催日程

演習名	開催予定地	開催日
令和6年度 北海道開発局 常呂川・網走川連合総合水防演習	常呂川 (北海道北見市川東地区)	6月1日(土)
令和6年度 東北地方整備局 岩木川総合水防演習	岩木川水系 岩木川 (青森県北津軽郡藤田町野木専松虫地区)	5月26日(日)
令和6年度 関東地方整備局 第72回利根川水系連合・総合水防演習	利根川水系 利根川 (千葉県香取市佐原地区)	5月18日(土)
令和6年度 北陸地方整備局 信濃川下流総合水防演習	信濃川水系 信濃川 (新潟県三条市上須崎地区)	5月26日(日)
令和6年度 中部地方整備局 三重川連合総合水防演習	雲山川水系 雲山川 (三重県津市木道町地区)	5月19日(日)
令和6年度 近畿地方整備局 九頭竜川水系総合水防演習	九頭竜川水系 九頭竜川 (福井県福井市郡町地区)	5月25日(土)
令和6年度 中国地方整備局 日野川総合水防演習	日野川水系 日野川 (鳥取県米子市古豊干)	5月25日(土)
令和6年度 四国地方整備局 四万十川総合水防演習	渡川水系 四万十川 (高知県四万十市不破地区 (四万十川左岸河川敷箇所))	5月12日(日)
令和6年度 九州地方整備局 嘉瀬川・六角川・松浦川総合水防演習	嘉瀬川水系 嘉瀬川 (佐賀県佐賀市嘉瀬町大字教野地区)	5月19日(日)

水防専門家が、水防に関する技術指導・講習等を行います

- 水防工法に関する技術指導、水防に関する講義・講習等が必要とする水防管理団体等に、水防専門家が出席講座に伺っております。
- 水防専門家の派遣については、公益社団法人 全国防災協会までお問い合わせください。

▶ TEL 03-6661-9730
 ▶ URL https://www.zenkokubousai.or.jp/saigai_flood.html

公益社団法人 全国防災協会
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL 03-6661-9730 FAX 03-6661-9733
 E-MAIL info@zenkokubousai.or.jp saigai@zenkokubousai.or.jp
 代表者 代表取締役 佐藤 隆夫

水防専門家を派遣する制度
 本協会では、水防専門家の派遣・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。

水防専門家の派遣
 本協会では、水防専門家の派遣・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。
 本制度は、水防に関する技術指導・講習等を行うため、水防専門家を派遣する制度を設けています。

水防専門家の派遣 積み土の工(桁省陥型)
 ※水防専門家は、水防団、消防団、国土交通省、都道府県のOBを中心として、水防関係業務に携わった経験者であり、水防知識・技術の伝承指導を行うことが可能な方です。

いのちとくらしをまもる 防災減災



ちくごがわ こせがわ ひろかわ

筑後川水系巨瀬川・広川において 浸水対策重点地域緊急事業に新たに着手

令和 6 年 4 月 1 日 水管理・国土保全局治水課

令和 5 年 7 月豪雨により浸水被害を受けた筑後川水系巨瀬川及び広川において、浸水対策重点地域緊急事業に新たに着手し、早期の再度災害防止等を図ります。

<事業の概要>

○筑後川水系巨瀬川（別添 1）*

- 全体事業費：約52億円
- 事業期間：令和 6 年度～令和10年度
- 事業主体：福岡県

※令和 5 年12月に策定した筑後川水系巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクトに巨瀬川浸水対策重点地域緊急事業を追加し、さらなる整備を推進します。

URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/kosegawa/index.html>

○筑後川水系広川（別添 2）

- 全体事業費：約112億円
- 事業期間：令和 6 年度～令和10年度
- 事業主体：福岡県

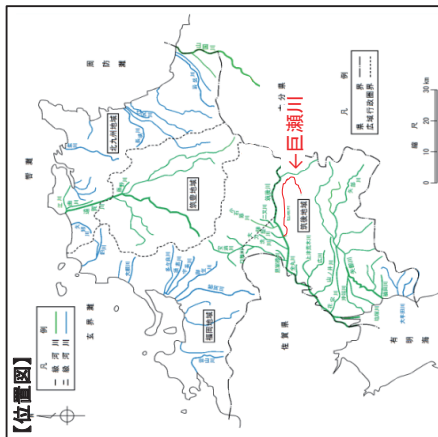
<浸水対策重点地域緊急事業の概要>（別添 3）

中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、再度災害の防止等を図ることを目的に防災・安全交付金で集中的な対策を支援する事業。当該地域で実施する河川事業に加えて、土地の利用規制や整備効果を持続させる維持管理の取組等の自治体の独自対策と一体となり実施。

浸水対策重点地域緊急事業【筑後川水系巨瀬川】（福岡県）

別添1 浸水重点

福岡県の巨瀬川では、令和5年7月の豪雨により、福岡県管理区間において床上浸水290戸、床下浸水812戸の甚大な浸水被害が発生した。このため、他事業（災害復旧助成事業）と連携して、浸水対策重点地域緊急事業により、調節池を整備する。併せて、特定都市河川の指定に向けた検討・協議や立地適正化計画の制度等を利用した、災害リスクを踏まえた土地利用の取組等の流域対策を推進することで、早期に地域の安全性の向上を図る。



【全体計画】
 河川名：一級河川 筑後川水系巨瀬川
 事業内容：調節池、用地補償等
 全体事業費：5,200百万円（国費2,600百万円）
 事業期間：R6～R10
 施工地：久留米市、うきは市

【令和6年度当初】
 事業内容：測量設計、用地補償
 事業費：400百万円（国費200百万円）

※ 防災・安全交付金の使途については、国の意図を示すものであり、計画への配分後は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない。



〈県等の独自事業〉

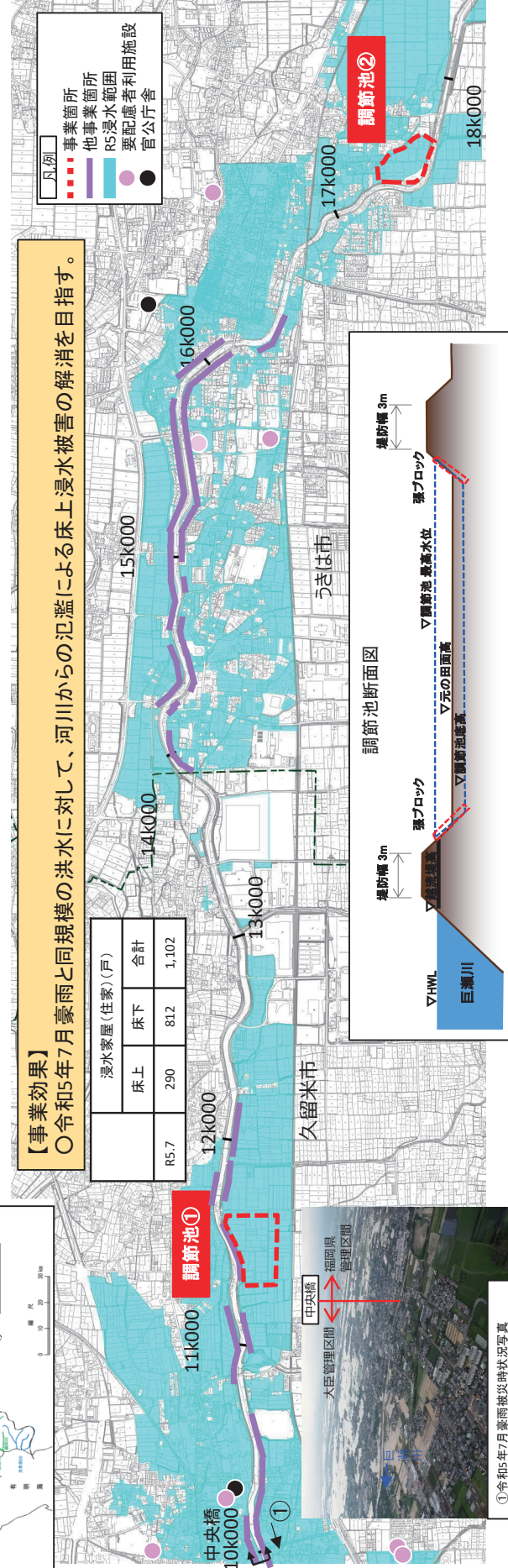
- 県・市単独事業
 - ・県：河道掘削（堆積土砂撤去）
 - ・市：巨瀬川支川市管理河川の改修
- ソフト対策
 - ・県：水設計、監視カメラの設置
 - ・市：立地適正化計画の制度等を利用した、災害リスクを踏まえた土地利用の取組
- 適切な維持管理
 - ・県：堤防及び護岸の個別施設設計画に基づき計画的な維持・補修を実施

※ 各施設の位置や構造は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性がある。

【事業効果】

○令和5年7月豪雨と同規模の洪水に対して、河川からの氾濫による床上浸水被害の解消を目指す。

浸水家屋（住家）（戸）		床下	床上	合計
R5.7	290	812	1,102	

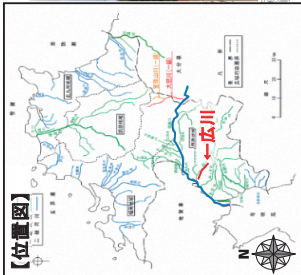


①令和5年7月豪雨被災時状況写真

浸水対策重点地域緊急事業【筑後川水系広川】(福岡県)

別添2 浸水重点

福岡県の広川では、令和5年7月の豪雨により、床上浸水62戸、床下浸水250戸の甚大な浸水被害が発生した。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、堰改築等を集中的に実施するとともに、立地適正化計画の制度等を利用した、災害リスクを踏まえた土地利用の取組等の流域対策を推進することで、早期に地域の安全性の向上を図る。



被害状況 (R5年7月)



〈県等の独自事業〉

○県単独事業

- ・県: 河道掘削(堆積土砂撤去)

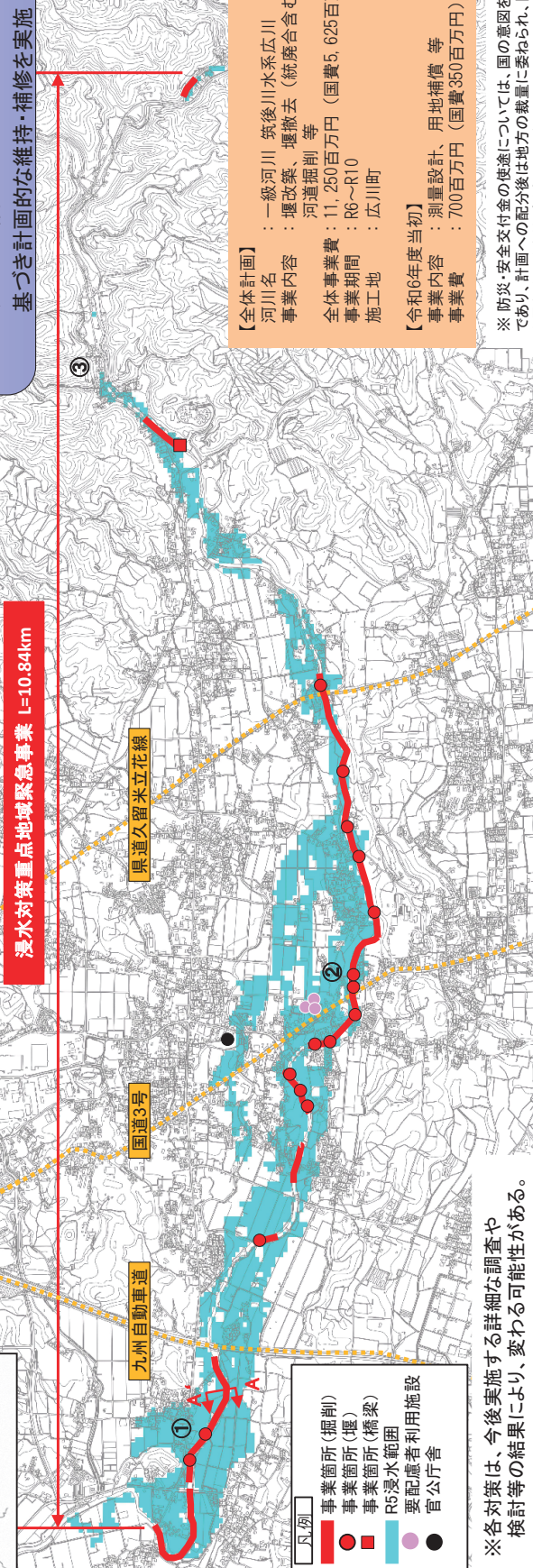
○ソフト対策

- ・県: 自主防災組織の防災備品購入補助
- ・町: 立地適正化計画の策定

○適切な維持管理

- ・県: 堤防及び護岸の個別施設計画に基づき計画的な維持・補修を実施

浸水対策重点地域緊急事業 L=10.84km



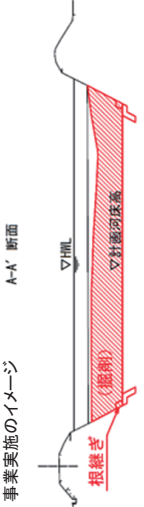
【全体計画】

- 河川名 : 一級河川 筑後川水系広川
- 事業内容 : 堰改築、堰撤去(統廃含む)、河道掘削等
- 全体事業費 : 11,250百万円 (国費5,625百万円)
- 事業期間 : R6~R10
- 施工地 : 広川町

【令和6年度当初】

- 事業内容 : 測量設計、用地補償等
- 事業費 : 700百万円 (国費350百万円)

※ 防災・安全交付金の用途については、国の意図を示すものであり、計画への配分後は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない。



項目	浸水家屋(戸)		合計
	床上	床下	
R5.7豪雨	62	250	312

【事業効果】

○令和5年7月豪雨と同規模の洪水に対して、河川からの氾濫による床上浸水被害について約9割の軽減を目指す。

※ 各対策は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性がある。

浸水対策重点地域緊急事業

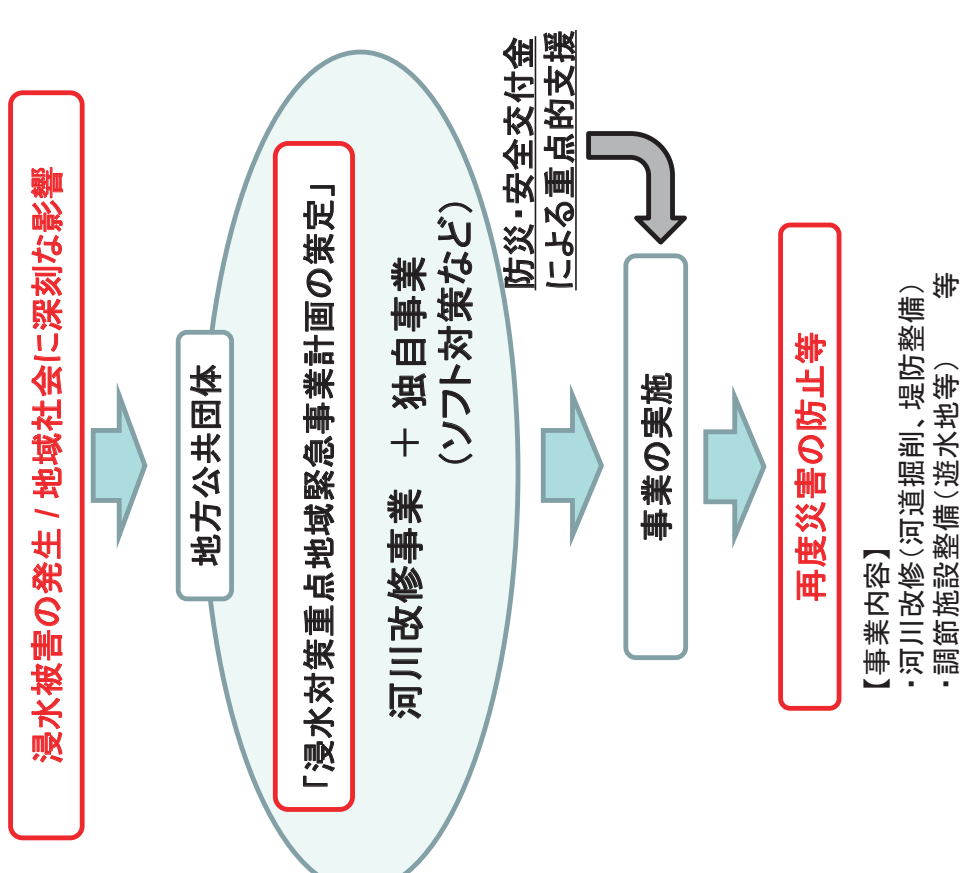
別添3

○中小河川の氾濫により浸水被害が発生し、地域社会に深刻な影響を及ぼした場合に、都道府県等の独自事業とあわせて対策を実施することにより、改修効果がきわめて高い事業計画を認定し防災・安全交付金で集中的に支援することで浸水被害の防止・軽減を図る。

【令和元年度創設】

●採択要件

- (1)～(5)の全ての要件に該当すること
- (1)被災家屋数
 - 概ね10年間の河川氾濫による1回の被害が以下に該当
 - ・床上浸水家屋数50戸以上
 - ・浸水家屋数200戸以上
- (2)重要施設
 - 想定氾濫区域内において以下のいずれかの重要施設が浸水
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎 など
- (3)事業期間
 - 概ね5年間で浸水被害の防止・軽減を図る
- (4)浸水対策重点地域緊急事業計画の策定
 - ・「河川改修事業(防災・安全交付金の基幹事業)」と「都道府県等の独自事業」等からなる「浸水対策重点地域緊急事業計画」を策定する。
 - ・「都道府県等の独自事業」については、事業実施河川における「県単独の河川改修事業」、改修効果を持続させる維持管理の取り組み、「ソフト事業」などを対象とし、県の事業を併せて実施することで、交付金事業の一層の効果発現やコスト縮減を図るものとする。
- (5)土地の利用規制等（令和2年度より要件化）
 - 事業の実施にあわせて土地の利用規制等を行う、または、その見込みが確認できること。



【事業内容】

- ・河川改修 (河道掘削、堤防整備)
- ・調節施設整備 (遊水地等) 等



「道の駅」の機能強化にコンテナ活用へ

～「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドラインを策定～

令和 6 年 4 月 11 日 道路局企画課

国土交通省では、平常時の地域活性化や災害時の防災機能の強化を狙いとした高付加価値コンテナ^(※)の活用に向け、その特徴や活用用途のイメージ、設置や移動の留意点を取りまとめたガイドラインを策定しました。

※高付加価値コンテナとは、本ガイドラインにおいて、運用場所を柔軟に変更できるよう可動性を備え、従来の活用方法を超えた新たな価値を付加し、平常時・災害時に有効活用できる空間としてのコンテナとして定義するもの。

○ 能登半島地震では、被災地支援として可動式のコンテナが多く活用されましたが、こうしたコンテナを「道の駅」において活用することで、平常

時には「道の駅」のサービス向上や個別課題の解決、災害時には機動的な災害支援のための有効な手段となることが期待されます。

「道の駅」での高付加価値コンテナ活用例



トイレコンテナ（災害時）



物販コンテナ（平常時）

○ 本ガイドラインは国土交通省ホームページ（以下）にて公表しております。

【「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン】

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/guidelines-hv-containers.pdf>



https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001798.html

「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(1/6)

1 ガイドラインの背景

○ ガイドラインの目的

- **高付加価値コンテナの特徴・活用途や、設置・移動の留意点**等を記載し、「道の駅」設置者や民間事業者等が導入を検討する際の参考とする
 - ・「道の駅」関係者が導入イメージを幅広く持つことができるよう、「道の駅」への導入事例を紹介する
 - ・能登半島地震に際して、「道の駅」へのコンテナ派遣から得られた知見を踏まえ、災害時に必要な留意点を整理する

○ 高付加価値コンテナに注目する社会的背景

国土のレジリエンス強化の推進

- ・激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の発生を見据え、安全・安心な生活を支える国土形成、社会構築の重要性がこれまで以上に高まっている
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的流行による未曾有の経済停滞からの早期回復が求められる
- ⇒ **多種多様なハザードから、人々の生命・健康、財産、生活基盤を守るため、平常時と災害時にシームレスに対応した取組を推進**



図 平成26年以降に発生した主な災害
出典：内閣官房(2021)「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策による取組事例集」

コンテナ活用に対する関心の高まり

- ・近年、コンテナを住宅、オフィス、トイレ、宿泊・商業施設など、これまでとは異なる、様々な場面で利用する動きが見られる
- ・令和6年能登半島地震においても、医療・診療コンテナをはじめ、様々な形で被災地において活用がなされた
- ⇒ **コンテナは、今後も更に高付加価値なものとなり、国土のレジリエンス強化や、安全で安心な持続可能な社会の基盤構築を支える、次世代の産業創出につながる**



図 平成30年7月豪雨災害や北海道胆振東部地震の被災地で利用されたトレーラーハウス・モバイルハウス

「道の駅」における平常時の課題解決と機動的な災害支援

- ・「道の駅」では、地方創生や観光の促進とともに、「防災道の駅」の選定をはじめ、防災機能の更なる向上の取組が進められている
- ・「道の駅」におけるコンテナ活用は、平常時では「道の駅」のサービス機能向上や個別課題の解決、災害時では機動的な災害支援のための有効な手段となることが期待される
- ⇒ **「道の駅」において、可動性に優れたコンテナの活用ニーズに応え、地域活性化や防災機能の強化を図ることは、「道の駅」の課題解決や発展に有効**

「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(2/6)

2 高付加価値コンテナの概要

2.1 高付加価値コンテナの定義

① 運用場所を柔軟に変更できるような**可動性**を備えていること



② 従来の活用方法を越えた新たな価値を付加し、**平常時・災害時に有効活用できる空間**としてのコンテナであること

※①・②を満たす
トレーラーハウスも含む

2.2 コンテナタイプ選定の視点

移動の容易性

- ・コンテナのタイプによっては、トラック、重機、牽引車両などの機材および大型自動車免許、牽引免許等の資格が必要

法的な位置づけ

- ・高付加価値コンテナは、規模、形態、設置状況等により、建築基準法における「建築物」や、道路運送車両法における「自動車」となる
- ・「建築物」と判断される場合は、建築基準関係規定への適合が必要

高付加価値コンテナの用途

- ・トイレやシャワーなど、「不特定多数が短時間のみ使用するケース」、もしくは「飲食の提供や宿泊など、「少数の利用者が長時間にわたって使用するケース」など、コンテナの用途・機能や、それに伴って想定される利用者を考慮し、コンテナの大きさやタイプを選択する

2.3 各コンテナタイプの詳細

	搭載型	自立搭載型	牽引型	
			コンテナハウス	トレーラーハウス
イメージ				
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的にみられる海上輸送コンテナや鉄道コンテナ ○運搬する際に、フォークリフトやクレーンおよび平ボデートラック等が必要 ○サイズの選択肢が多く、内装変更の自由度も高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○「搭載型」のコンテナにジャッキ等を附属したもの ○運搬は、平ボデートラックのみ必要 ○可動性に優れる一方で、ジャッキ取付け用のスペースやジャッキの動力を別途確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的なトレーラーハウスのように、居室部分とシャーシ・車輪が一体となったもの ○コンテナの積降ろしが不要であり、牽引車両のみで運搬可能 ○平常時は牽引車両を切り離し、車台部分のみで稼働 	
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ・防災トイレコンテナ ・起業支援のための多目的貸しスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイラーコンテナ ・自衛隊所有の人命救助システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドリーコンテナ ・従業員休憩用のトレーラーハウス 	
経済性/可動性	経済性 大 可動性 小			経済性 小 可動性 大

「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(3/6)

3 高付加価値コンテナ活用の考え方

3.1 想定される活用シーン

	平常時	災害時
トイレ	・トイレの増設・分散化	・避難所等でのトイレ確保
入浴・シャワー	・コインシャワー機能の付加	・避難所へのシャワー設置
飲食	・飲食サービスの付加、強化	・炊き出し支援
物販	・日用品等の販売 ・拡張物販スペース	・支援物資の供給
医療・診療	・診療、診察サービスの付加	・医療拠点の設置
休憩・待合	・従業員の休憩スペース確保 ・公共交通等の待合所	・災害活動スペースの確保
保管・収納 (資器材・食材)	・商品、資機材の保管	・復旧作業のための道具提供 ・食物の供給
宿泊	・ホテルサービスの付加	・仮眠施設 ・仮設住宅の供給
子育て応援	・ベビーコーナーの付加	・避難所へのベビーコーナー 設置
理容	・理美容サービスの付加	・避難者の洗髪、散髪
洗濯	・ランドリーサービスの付加	・避難者の衣類洗濯

<設置・運用上の留意点>

ライフラインの確保

・上下水・電気等のライフラインについて、平常時は既存のライフラインへの接続を想定。災害時のコンテナ活用においては、別途確保が必要

関係法令への対応

・コンテナの機能によって稼働・営業する上では各種の関係法令に適合、もしくは営業許可の取得が必要

大型車両としての移動時の手続き

・コンテナの運搬時に車両の寸法・重量が最高限度を超える場合は、特殊車両通行手続きが必要

設置場所の選定

・道路区域を有する「道の駅」においては、道路区域内に設置可能な施設が制限されるため、事前の確認が必要

(1) 医療・診療機能

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活拠点となる「道の駅」における診療機会の提供 ・「道の駅」を拠点とした巡回診療 ・健康診断、歯科医師による口腔ケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の拠点としての役割を有する「道の駅」における、臨時の医療施設・診療施設の設置 ・災害時の様々なフェーズに対応した医療・診療への活用

【活用事例】

設置経緯	【平常時】感染症対策をはじめ、多用途に活用 【災害時】新型コロナ対応を行う医療機関並びに自治体へ3カ月間の無償貸出
設置場所	【平常時】全国の医療施設等 【災害時】医療機関・自治体 計20機関
設置時期	【平常時】－ 【災害時】令和2年9月10日～(順次貸出)
設置者	自治体・民間(医療機関等)
コンテナタイプ	搭載型・自立搭載型・牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・W:2,445×L:4,764×H:3,520(mm) ・ライフラインは電気のみ。商用電源接続 ・壁面内に、室内の空気・ウイルス・細菌の外部流出を防ぐ陰圧装置を内蔵



図 診療コンテナの外観



図 コンテナ内部の陰圧装置

「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(4/6)

3 高付加価値コンテナ活用の考え方

(2) 入浴機能(風呂・シャワー)

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・トラックドライバー等、道路利用者のリフレッシュの場の提供 ・観光需要の回復や、近年の車中泊ニーズの取り込みのための対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活における衛生の向上による、避難所の衛生環境向上や被災者の心身ストレスの低減

【活用事例】

設置経緯	【平常時】見込み客へのデモや災害時のボランティア派遣 【災害時】民間事業者より被災自治体へ派遣を提案し、地元町会等と調整し断水地域へ出動・運営
設置場所	【平常時】民間事業者の本社敷地内 【災害時】七尾市崎山地区コミュニティセンター
設置時期	【平常時】－ 【災害時】令和6年1月27日～
設置者	民間(防災用品の販売事業者)
コンテナタイプ	搭載型・自立搭載型・牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・W:1,990×D:6,000×H:2,285mm ・水は外部供給が必要(隣接河川や供給車から取水)。電気はコンテナ内の燃料発電機で発電可能 ・浄水器、ボイラー、発電機を装備



図 災害時におけるボイラーコンテナの状況

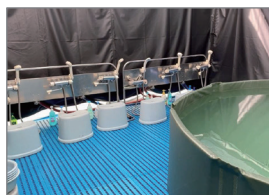


図 ボイラーコンテナと接続された入浴設備の内観

(3) トイレ機能

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期やイベント時のトイレ不足の解消(多目的トイレ含む) ・大規模な「道の駅」における第二トイレの導入 ・既設トイレリニューアル時の機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等におけるトイレ器数確保 ・対候性が高く、安心して使用可能なトイレ環境の提供 ・災害時のトイレ環境の向上

【活用事例】

設置経緯	【平常時】「道の駅」駐車場の拡張に伴うトイレの利便性維持 【災害時】令和6年能登半島地震の被災地支援
設置場所	【平常時】道の駅「うきは」 【災害時】道の駅「あなみず」「道の駅」の被災状況を踏まえ、被災地ニーズを把握するなど、「道の駅」ネットワークを活かして設置先を選定
設置時期	【平常時】令和5年6月23日～ 【災害時】令和6年1月12日～
設置者	行政(九州地方整備局)
コンテナタイプ	搭載型・自立搭載型・牽引型
仕様・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・W:5,000×D:2,150×H:2,250(mm) ・太陽光発電装置、水浄化システムを搭載 ・男女各1室、計2室(洋式大便器)



図 平常時の設置(道の駅「うきは」)



図 災害時の設置(道の駅「あなみず」)

「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(5/6)

3 高付加価値コンテナ活用の考え方

3.2 配慮することが望ましい事項

3.2.1 円滑に利用するために必要な取組

(1) 設備の日常点検・維持管理の実施

・災害時に「高付加価値コンテナ」の機能を十分に発揮させるためには、定期的な点検・修繕などを行う

(2) 移動、設置、設備稼働方法の事前確認

・平常時から関係者間で「高付加価値コンテナ」の移動、設置、設備稼働方法について事前確認、調整を行う

・コンテナの所有状況等により、費用負担や役割が異なることから、移動、設置、設備稼働の際の役割や費用負担の考え方について、あらかじめ関係者間で調整を図り、協定を締結するなどにより明確にしておく

【協定書の内容例】

- ①要請の具体的な内容
- ②申請手続き及び引き渡しの方法
- ③費用負担
- ④連絡責任者
- ⑤補償・保険 等

(3) 市区町村相互間の災害時等応援協定の事前確認

・コンテナの派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ、相互応援協定の締結市区町村を確認しておく

(4) 防災関連計画や「道の駅」BCPへの反映

・災害直後に必要な取組実施のための体制や資機材を確保するため、「道の駅」BCPの策定、見直しを実施し、コンテナ活用のために必要となる人員(役割)や体制の確保方法について事前に検討しておく

(5) 運用訓練の実施

・体制や運用に関する事前準備(「道の駅」BCPの策定等)を進めるとともに、災害時の行動手順を模擬的に実施し、訓練結果をもとに、体制や運用に関する事前準備を見直し、その熟度を高める

3.2.2 安全・安心面への配慮

(1) バリアフリー環境の確保

「道の駅」は、様々な人が利用する施設であるため、コンテナの設置にあたっては、バリアフリーや、ユニバーサルデザインへの配慮を図る



図 段差の解消方法(低床式車両の導入/スロープ・リスト設置)

(2) プライバシーの確保

コンテナの用途によってプライバシー確保への配慮が必要であり、更衣室やトイレ、簡易シャワー、診療所等においては、特に、その配慮が重要



図 施設ができる授乳室

図 多目的利用トイレの確保

3.3 活用可能な予算制度

高付加価値コンテナの導入にあたり、その用途等に応じて、各省庁の予算制度が条件に合致した場合に活用可能

【予算制度の例】

- ・社会資本整備総合交付金(道路事業)
- ・緊急防災・減災事業債(地方債)
- ・建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業

国土交通省道路局HP
『各省庁の「道の駅」支援メニュー』



https://www.mlit.go.jp/road/Mic-hi-no-Eki/pdf/base_support.pdf

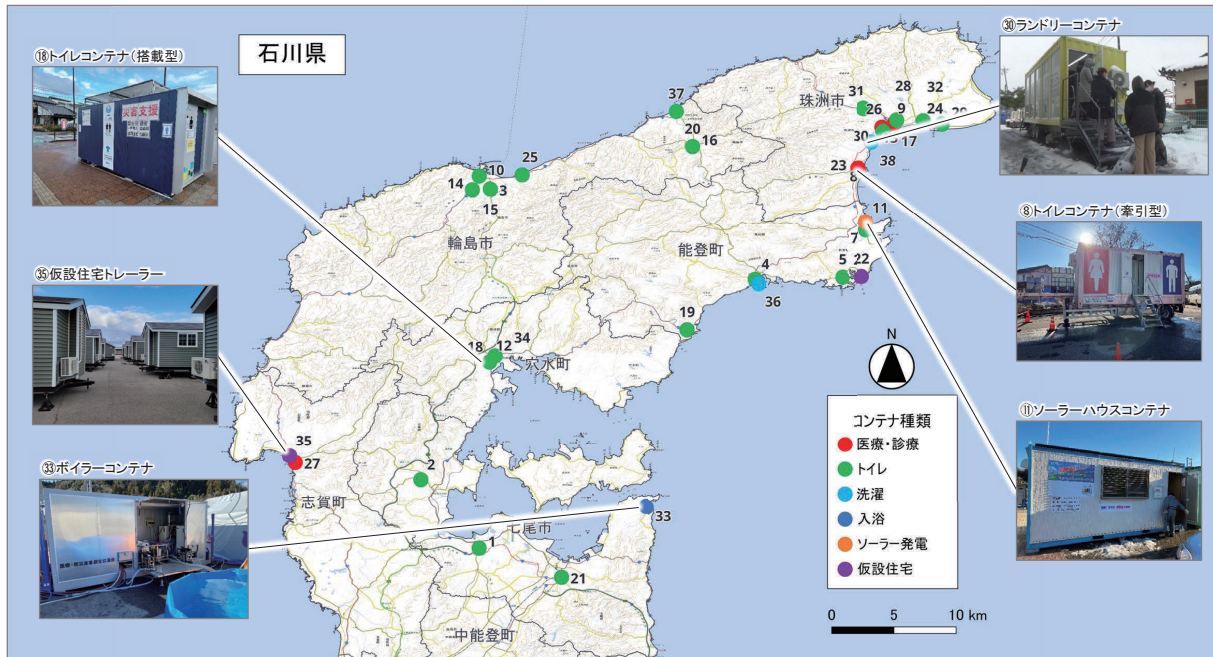
「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン -概要版-

(6/6)

4 能登半島地震における高付加価値コンテナの活用

- 令和6年能登半島地震により、能登半島全域で、電気・ガス・水道等のライフラインが機能停止
- 避難生活や復旧支援のために、様々なタイプの高付加価値コンテナが派遣された
- 令和6年2月14日時点で、被災地周辺に合計44件※のコンテナ派遣を確認(※一部、具体的な設置場所不明)
- 被災後、間もなくの期間に必要なトイレや医療・診療コンテナが多く、時間の経過とともに洗濯や入浴機能を持つコンテナが設置

＜高付加価値コンテナの活用概況＞(R6.2.14時点)



いのちとくらしをまもる 防災減災

子ども向けの防災学習ポータルサイトを新たに公開 ～防災教育ポータルをリニューアル！～

令和 6 年 4 月 25 日 水管理・国土保全局防災課

国土交通省のウェブサイト上で防災教育に役立つ情報・コンテンツを提供している「防災教育ポータル」を 4 月 26 日にリニューアルします。

今回のリニューアルにより、

- ・子ども向けページを新たに作成し、「防災学習ポータルサイト」として公開
※「防災教育ポータル」も教員向けサイトとして継続
 - ・ユーザーインターフェースの改良により教材の見やすさ改善、検索の利便性向上
 - ・全国各地の災害に関する写真・動画を追加
- 等を実施しており、見やすさ、使いやすさを向上させています。

【防災教育ポータル】

理科、社会、総合的な学習の時間等の授業において児童・生徒が防災を学ぶことができる素材を掲載している「防災教育ポータル」を平成30年3月より公開しています。このポータルサイトでは、各教科の学習内容に対応した子ども向け動画をはじめ、子ども達が楽しみながら防災行動を学べるカードゲーム、水害等の避難訓練や防災教育を実施する際のポイントを示したガイドブック等を掲載し、学校や地域における防災教育を支援しています。

【主なリニューアル内容】

① 子ども向けページを新たに作成し、「防災学習ポータルサイト」として公開

※アプリ等へのリンク掲載を希望する民間事業者等におかれては、水管理・国土保全局防災課までご連絡ください。

- ・ワンクリックで切り替え可能な「防災教育ポータル」も教員向けサイトとして継続
- ・子どもが自発的に調べ、自ら学習することができるよう、教材・素材の紹介文を分かりやすく記載

② ユーザーインターフェースの改良により教材の見やすさ改善、検索の利便性向上

- ・動画を短い時間に分割し、活用しやすいページに再編
- ・教材、素材の検索の利便性向上

③ 全国各地の災害に関する写真・動画を追加

- ・地域における災害に関する写真・動画を追加し、地域ごとに検索できるように掲載
- ・今後も写真・動画を随時追加していく予定



サイト QR コード

防災教育ポータルサイトの主なリニューアル内容①



国土交通省のホームページで公開している、児童・生徒が防災を学ぶことができる素材を掲載している「防災教育ポータル」をリニューアルし、以下の改良を実施



サイトQRコード

- 子ども向けページを新たに作成し、「防災学習ポータルサイト」として公開
- ユーザーインターフェースの改良により教材の見やすさ改善、検索の利便性向上
- 全国各地の災害に関する写真・動画を追加

子ども向けページの作成

- ワンクリックで切り替え可能な「防災教育ポータル」も教員向けサイトとして継続
- 子どもが自発的に調べ、自ら学習することができるよう、教材・素材の紹介文を分かりやすく記載



子ども向けページ(左上)と教員向けページ(右下)

防災教育ポータルサイトの主なリニューアル内容②



ユーザーインターフェースの改良により教材の見やすさ改善、検索の利便性向上

- 動画を短い時間に分割し、活用しやすいページに再編
- 教材、素材の検索の利便性向上

【現行】

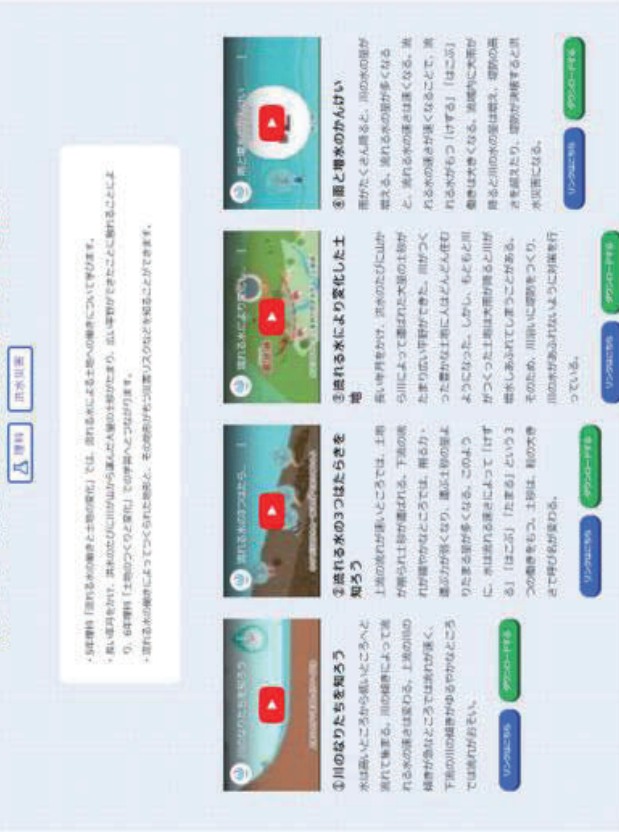
小学生向け動画

「小学校5年理科 流れる水の働きと土地の変化」



【改良後】

流れる水の働きと土地の変化について学ぼう



【現行】約8分の動画

- ・動画が長い
- ・要点を整理するのが負担

【改良後】4分割の短時間動画

- ・テーマごとに分かれておりわかりやすい
- ・教材として活用しやすい

防災教育ポータルサイトの主なリニューアル内容③



全国各地の災害に関する写真・動画を追加

- 地域における災害に関する写真・動画を追加し、地域ごとに検索できるように掲載
- 今後も、写真・動画を随時追加していく予定



【現行】



【改良後】

「2024年濱口梧陵国際賞」の募集を開始します

～津波・高潮等に対する防災・減災に取り組んでいる方を表彰～

令和6年4月26日 港湾局海岸・防災課
水管理・国土保全局防災課

津波・高潮等に対する防災・減災に関して顕著な功績を挙げた国内外の個人又は団体を表彰する「2024年濱口梧陵国際賞」について、4月26日から5月31日まで募集します。

1. 濱口梧陵国際賞とは

濱口梧陵国際賞は、我が国の津波防災の日である11月5日が、2015年の国連総会において「世界津波の日」として制定されたことを受け、国内外で沿岸防災技術に係る啓発及び普及促進を図るべく、国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会によって2016年に創設された国際的な賞です。これまでに、15名8団体が受賞しています。

<濱口梧陵について>

現在の和歌山県広川町で生誕。安政元年(1854年)突如大地震が発生、大津波が一带を襲いました。このとき、梧陵は稲むら(稲束を積み重ねたもの)に火を放ち、この火を目印に村人を誘導、安全な場所に避難させました。その後も、被災者用の小屋の建設、防波堤の築造等の復興にも取り組み、後の津波による被害を最小限に抑えたと言われています。

2. 募集対象

津波・高潮等に対する防災・減災に関する調査・研究、技術開発、地域における取組において、国際賞にふさわしい顕著な功績があった国内外の個人又は団体

※応募にあたっては推薦者による推薦書の記載が必要となります。

3. 募集期間と今後のスケジュール(予定)

2024年4月26日(金)	募集開始
2024年5月31日(金)	募集締切(必着) ※郵送及び電子メール
2024年6月～7月	審査
2024年9月	受賞者決定
2024年10月～11月頃	授賞式

4. その他

募集、表彰等の詳細は、募集要項等をご確認下さい。また、募集要項等は港湾空港技術研究所のホームページにも掲載されており、様式のダウンロードが可能です。

日本語：

<https://www.pari.go.jp/event/seminar/hamaguchi-award/2024/2024-boshu/index.html>

英語：

<https://www.pari.go.jp/en/public-relations/hamaguchi-award/nomination2024html/index.html>

次代を担う若者を対象とした「濱口梧陵国際作文コンテスト」の募集も本日開始致します。HP等をご参照下さい。



稲むらの火

(資料提供：内閣府防災担当)

河川入門講座 (23)

砂防 (その1)

—河川は土砂も流す—



公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫

わが国は山地面積が国土の70%以上を占める山国ですから、そこに大雨が降ると、斜面が侵食され発生した土砂や砂礫、場合によっては岩塊が下方の谷へ移動し、溪流を介して河川へ流入してきます。

結果としては河川には水ばかりでなく土砂も流れているのです。

土砂が流れるのは、主として流れの量が多く流水の力の大きい洪水時であり、一般の人には土砂が流れているとはわかりません。

洪水時の河川水が濁っているのは、土や粘土の微粒子が水とともに水中や水面を流れているからです。

これに対し粒径の大きい砂や砂礫は、重いので沈んで河床の上を転がったり跳ねたりしつつ流水に押し流されていきます。

河川の中下流部で洪水氾濫が発生すると、溢れた河川水とともに土砂も流れだし、農地に堆積し浸水した建物の内部にも侵入します。

洪水の引いた後に、屋内に沈殿した土砂をとり除くのが大仕事なのです。

地理学的な見地からすれば、洪水氾濫時の河川からの土砂により沖積低地が形成されていくのだというのですが、人が低地に居住するようになると災害ということになります。

洪水が河川から海へ流入するときの航空写真を見ると、河口から白茶色の濁流が海面に広がっていく様子がよくわかります。

海へ流入した土砂は海底深く沈むだけでなく、波浪や潮流により運ばれて、海岸の砂浜の砂にもなります。

海岸の砂は、海岸の土地の侵食によるものもありますが、多くは河川から供給されたものです。

近年、日本各地で海岸の砂浜の減少が目立ちますが、高度成長期におけるコンクリート用の河川の砂利、砂の大量採取や近年のダムの建設により下流へ流下する土砂量の減少等により海へ放出される土砂量が減ったことも一因だろうといわれています。

山地の樹林が減り山腹斜面が荒廃すると河川への流出土砂量が増加し、河川内に堆積した土砂で河床が高くなり、洪水氾濫が生じ易くなります。

又、山地からの土砂の流入が減ると、河川の低水路の河底（河床）が侵食されて深くなり、河岸が崩壊する、橋脚の基礎がむき出しになって倒壊し易くなる、河川からの取水に支障をきたすなどのトラブルが生じます。

河川を流下する土砂は、多からず少なからず適切に制御、調節されることが望ましく、治水という大きな営みの中で、河川とその流域の土砂に関する部門の活動を“砂防”というのです。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (30)

～大規模災害時における査定～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

本年1月の能登半島地震や、毎年のように発生している台風や梅雨前線豪雨等による大規模な災害が発生した場合には、被災地域のより迅速な復旧・復興を行う必要があるため、平成29年2月に「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下「本査定方針」という。）が策定されています。今号ではその概要について説明します。

2. 本査定方針策定の背景

- ・大規模災害が発生した際、インフラの迅速な復旧が急務です。
- ・本査定方針策定以前の大規模災害でも、災害査定を迅速かつ効率的に進めるため、様々な「査定の効率化（簡素化）」を実施していました。
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化（簡素化）の内容を決めていたため、決定まで約1ヶ月を要していました。
- ・そのため、今後起こりうる南海トラフ地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、災害査定の効率化（簡素化）の具体的内容を事前に決定しておくことが必要です（=事前ルール化）。

3. 本査定方針の構成

- 第1 目的
- 第2 対象とする大規模災害
- 第3 対象施設
- 第4 対象区域
- 第5 机上査定
- 第6 採択保留
- 第7 設計書に添付する図面等
- 第8 一箇所の工事
- 第9 机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

第10 協議設計

第11～第13 省略

4. 本査定方針の主な内容

1) 対象とする大規模災害（第2）

激甚災害（本激）に公共土木施設災害復旧事業等が指定された災害が対象です。

2) 机上査定上限額の引き上げ（第5）

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則ですが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について、現行では申請額1千万円未満のものについて実施できることとなっています。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図ります。

机上査定上限額は、災害及び申請者毎に国が決定しますが、令和5年災の事例では2千万円前後が多く、4千万円を超えるものや7千万円に引き上げられた被災自治体もありました。

なお、机上査定上限額以下の箇所であっても、机上査定より実地査定の方が効率的である場合は、査定方法を調整することができます。

3) 採択保留金額の引き上げ（第6）

一箇所の決定見込金額が4億円（採択保留金額）以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議によって災害復旧事業としての採否、金額が決定されます。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの期間の短縮化を図ります。

採択保留金額は、災害及び申請者毎に国が決定しますが、令和5年災の事例では6億円に引き上げられた被災自治体もありました。

4) 設計書に添付する図面等の効率化 (第7)

災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」の第18第2項に規定する詳細な図面等としています。これらの詳細な図面等に代えて、航空写真や代表的な断面のみの活用を可能とし、災害査定の準備期間の縮減及び作業量(測量、図面作成等)の軽減を図ります。

なお、本査定方針により図面等の簡素化を行って災害査定を申請する場合、調査(被災状況調査は除く)、測量、試験又は設計に要する費用については、査定設計書の「測量及び試験費」に計上できます。

- 平面図：既存の台帳や国土地理院の地図及び縮尺精度を有する航空写真を用いて作成することができます。
- 断面図：代表的な断面を用いて作成することができます。
- 写 真：起点及び終点ならびに全景を把握できる写真として航空写真等(ドローン、動画)を用いることができます。

※添付する書類の効率化は「できる規定」のため、申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

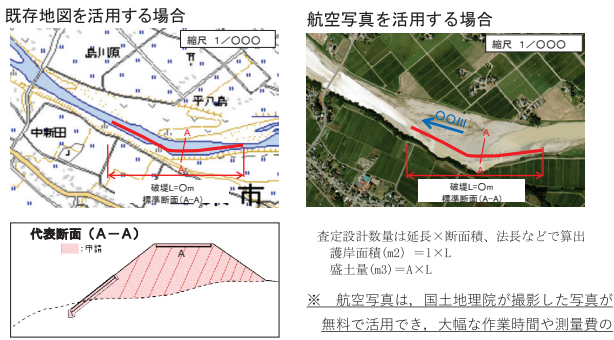


図-1 設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

5) 一箇所工事の取扱い (第8)

被災した箇所が100m以内の間隔で連続している工事を一箇所工事とする現行の取扱いに加え、工事の発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える場合であっても「統合」することができます。また、被災した箇所間の距離に関わらず、適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図ります。

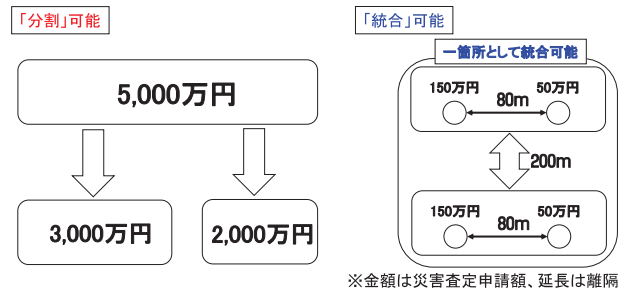
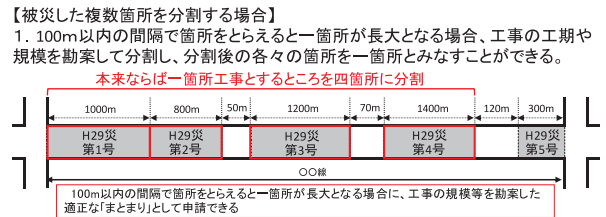


図-2 「分割」・「統合」のイメージ(都道府県)



【被災した複数箇所を統合する場合】
2. 事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のみ」として申請できる。

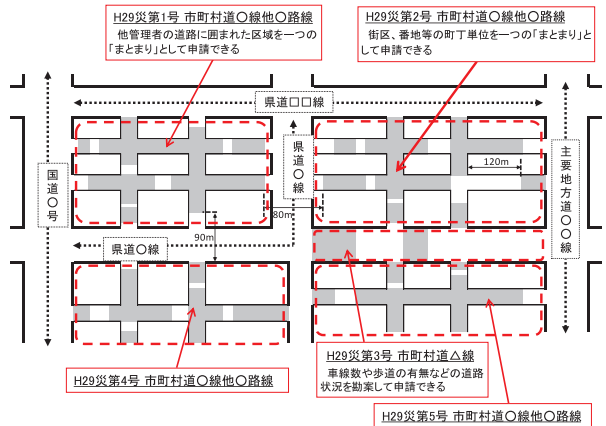


図-3 災害復旧事業における1箇所の工事(河川、道路施設の場合)

5. おわりに

今号では大規模災害時における本査定方針による「査定の効率化(簡素化)」について説明しましたが、激甚災害(本激)に指定されない場合でも、個別に財務省と協議して災害査定の効率化の措置を検討できる場合がありますので、参考にしていただければ幸いです。

新任査定官プロフィール



氏 名	かわだ しんご	主な経歴
出生地	長崎県	平 2. 長崎県採用
家 族	妻、子 3 人	平30. 長崎県土木部河川課課長補佐
趣 味	テニス	令 2. 長崎県杵岐振興局建設部建設課長
		令 5. 長崎県土木部河川課総括課長補佐
		令 6. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました川田と申します。

能登地震や全国各地で近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、被災地域インフラの早期復旧に向け、地方自治体の皆様方とともに協力して取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。



氏 名	ひらつか しゅうじ	主な経歴
出生地	北海道	平 2. 北海道開発局採用
家 族	2 人	平30. 北海道開発局留萌開発建設部治水課治水課長補佐
趣 味	ウォーキング	令 2. 北海道開発局札幌開発建設部河川管理推進官
		令 4. 北海道開発局留萌開発建設部治水課治水課長
		令 6. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官で着任いたしました平塚と申します。

全国で発生している大規模な自然災害により被災した都道府県や市町村の皆様が早期に災害復旧できるよう、地方自治体の皆様と協力し取り組んで参ります。

どうぞよろしく願いいたします。



氏 名	いのこ けいすけ	主な経歴
出生地	北海道	平 8. 札幌市採用
家 族	4 人	平28. 札幌市水道局給水部計画課危機管理担当係長
趣 味	このお仕事	平31. 札幌市水道局給水部南部配水管理課工事二係長
	ぶら歩き	令 3. 札幌市水道局給水部給水課連絡調整担当係長
	買い物	令 6. 国土交通省水管理・国土保全局防災課災害査定官

この4月に札幌市から国土交通省水管理・国土保全局防災課に災害査定官として派遣されました。これまでの経歴としては、主に道路と水道、その中でも長らくハード、ソフトの防災に携わってきました。それらの知識や経験が少しでも皆さまのお役に立てばと思っています。

お会いしないに越したことはないですが、現場で顔を見かけたら気軽にお声掛け下さい。

新任査定官プロフィール



氏名 やす だ しん すけ 安田 伸 司
出生地 鹿児島県
家族 5人
趣味 ジョギング
園芸

主な経歴

平11. 鹿児島県採用
平31. 鹿児島県土木部道路維持課技術専門員
令2. 鹿児島県土木部道路維持課係長
令4. 鹿児島県土木部港湾空港課技術主幹
令6. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました安田と申します。

全国各地で豪雨や地震等による災害が頻発し、近年、被害は激甚化しております。

過去に東北大震災の被災地派遣を経験し、災害復旧事業の重要性を感じたところであり、自治体の皆さんとともに、被災地域の早期復旧の取り組んでまいります。

どうぞよろしく願いいたします。



氏名 まつ おか かつ なり 松岡 一 成
出生地 山口県
家族 妻、娘1人
趣味 テニス(やっと5年目)
ドライブ

主な経歴

平12. 国交省採用
令2. 近畿地方整備局河川環境課建設専門官
令4. 近畿地方整備局大和川河川事務所事業対策官
令5. 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所副所長
令6. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官となりました松岡と申します。

毎年のように災害が起きますが、発災後の迅速な査定はもちろんのこと、被災自治体に寄り添って制度をより良いものとしていきたいです。

どうぞよろしく願いいたします。

令和 5 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 6 年 3 月 29 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			67	2,974,964	1	140,000									3	773,000	71	3,887,964
青森			22	518,000	1	740,000					36	1,911,500					59	3,169,500
岩手			107	2,497,580													107	2,497,580
宮城			20	316,450							(2)	(615,000)					20	316,450
秋田			11	228,000	3	685,000					406	24,299,500					420	25,212,500
山形			4	125,000	1	25,000									1	400,000	6	560,000
福島			6	73,632									149	3,385,378			155	3,459,010
茨城													(7)	(2,783,070)			(7)	(2,783,070)
栃木													2	23,000	85	4,870,385	87	4,893,385
群馬			29	867,000													29	867,000
馬					1	100,000							3	206,000			4	306,000
埼玉																	1	60,000
千葉			2	27,000									(6)	(2,372,831)			(6)	(2,372,831)
新潟	1	700,000	15	1,300,000	2	550,000	4	470,000			6	87,000	185	8,986,121			193	9,100,121
富山			242	10,762,400											1	15,000	23	3,035,000
石川			(1)	(82,000)					<7>	<320,000>							<7>	<320,000>
福井	1	30,000	5	131,000	1	395,000			(3)	(210,000)	(4)	(688,000)					(8)	(980,000)
山梨			2	661,000			4	3,500,000	166	5,892,400	218	5,461,400			3	37,000	394	11,946,800
長野			63	1,431,750	3	830,000					113	3,305,900			1	15,000	118	6,820,900
岐阜											7	232,781	1	120,000			10	1,013,781
静岡											246	9,963,000			(1)	(25,000)	(1)	(25,000)
愛知											(1)	(10,000)			1	25,000	(1)	(10,000)
三重			62	2,047,500							93	1,915,200	69	2,850,398			224	6,813,098
滋賀											<2>	<110,000>	<1>	<130,000>			<3>	<240,000>
京都			3	29,000	3	484,000					(2)	(340,000)					(2)	(340,000)
大阪											171	10,535,000	10	430,000			187	11,478,000
兵庫			3	190,000							(16)	(1,113,820)					(16)	(1,113,820)
奈良											215	7,515,220	1	26,000			219	7,731,220
和歌山			19	1,461,762							69	1,227,697	71	1,455,500			159	4,144,959
徳島											1	32,691					1	32,691
香川			8	63,000	(1)	(1,100,000)					(1)	(7,000)	225	2,797,900			(1)	(7,000)
愛媛											22	933,500	22	2,797,900			255	3,794,400
高知			10	452,000	1	1,100,000					30	1,134,000					31	2,234,000
福岡			2	50,000	1	700,000					21	240,500	222	6,943,109			254	8,335,609
佐賀											99	2,264,016	10	194,000			112	2,628,016
熊本			38	2,279,000	2	1,240,000					<2>	<60,000>					<2>	<60,000>
大分											(3)	(112,000)			(2)	(13,000)	(5)	(125,000)
宮崎											913	14,996,590	10	588,400			965	19,115,990
鹿児島											<2>	<240,000>					<2>	<240,000>
沖縄											(3)	(170,000)					(3)	(170,000)
徳島			18	148,800	2	130,000					26	294,200	446	22,674,460			472	22,968,660
香川			48	964,734							126	2,290,914	8	36,000	(1)	(30,000)	(1)	(30,000)
愛媛			180	2,632,830									155	3,676,952	3	115,000	157	2,720,714
高知																	203	4,641,686
福岡																	180	2,632,830
佐賀			15	252,000	1	100,000					(3)	(283,000)					(3)	(283,000)
熊本											952	19,314,000					968	19,666,000
大分			7	1,289,000							47	620,100	11	276,038			65	2,185,138
宮崎			1	7,000							4	45,000	3	77,000			8	129,000
鹿児島	<1>	<60,000>	20	238,000							204	2,332,700	4	296,000			<1>	<60,000>
沖縄	1	60,000	36	780,000							(1)	(30,000)					(1)	(30,000)
徳島			(3)	(20,000)							163	3,634,300	52	1,376,400			(3)	(20,000)
香川			628	28,980,322	2	1,250,000											630	30,230,322
愛媛			655	17,986,000									7	141,000			662	18,127,000
高知					(1)	(72,000)							<3>	<133,000>			<3>	<133,000>
福岡			92	901,800	3	422,000					20	201,200	13	219,100			128	1,744,100
佐賀											<1>	<5,000>					<1>	<5,000>
熊本											(3)	(531,100)					(3)	(531,100)
大分			19	196,100	5	1,450,000					883	22,915,642	24	370,703			931	24,932,445
宮崎			6	210,000							(1)	(115,000)					(1)	(115,000)
鹿児島											473	17,220,800	32	773,000			511	18,203,800
沖縄			30	541,000									<1>	<270,000>			<1>	<270,000>
徳島											54	956,000	208	4,271,521			292	5,768,521
香川											<5>	<970,000>					<5>	<970,000>
愛媛			6	108,190	2	380,200					(1)	(40,000)					(1)	(40,000)
高知											206	4,992,650	129	4,260,550	2	680,000	345	10,421,590
福岡			1	63,340									<3>	<170,000>			<3>	<170,000>
佐賀													15	1,487,000			16	1,550,340
熊本											8	732,000					10	882,000
大分			4	200,000	2	150,000					57	3,130,000					62	3,530,000
宮崎					1	200,000					(1)	(26,000)					(1)	(26,000)
鹿児島											1	26,000					1	26,000
沖縄											1	8,000	1	77,000			2	85,000
徳島			1	102,000													1	102,000
香川			(1)	(7,500)													(1)	(7,500)
愛媛			2	127,500							1	50,000					3	177,500
高知			10	173,000													10	173,000
福岡											1	8,000					1	8,000
佐賀	<1>	<60,000>	(5)	(109,500)	(2)	(1,172,000)			<7>	<320,000>	<5>	<175,000>	<15>	<1,913,000>	(4)	(68,000)	<28>	<2,468,000>
熊本			2,519	84,387,654	39	11,191,200	8	3,970,000	166	5,892,400	(38)	(3,870,920)	(19)	(5,407,401)			(71)	(10,837,821)
大分			29	4,550,000			1	1,250,000			56	14,186,054	18	3,197,948			105	23,205,440
宮崎			2,548	88,937,654	39	11,191,200	9	5,220,000	166									

